

物品調達等に係る一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

平成30年9月13日

岡山県広域水道企業団 企業長 菊池 善信

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
水銀分析装置 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
平成31年2月28日
- (4) 納入場所
岡山市東区寺山650（岡山浄水場 水質検査室）
- (5) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札金額とすること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 入札参加資格者名簿上の住所が岡山県内であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の営業種目が、「大分類6：機械器具類」であり、格付区分がAであること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (5) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領に基づく入札参加の停止を受けていないこと。
- (6) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされ

ていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒709-0604 岡山市東区寺山650

岡山県広域水道企業団 総務課

TEL:086-297-9800 FAX:086-297-9810

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年9月13日から平成30年10月2日午後3時まで（岡山県広域水道企業団の休日（岡山県広域水道企業団の休日を定める条例（平成元年4月1日岡山県吉井川広域水道企業団条例第1号）第1条に規定する休日をいう。）を除く。）

イ 交付方法

上記3(1)の交付場所にて交付する。

なお、岡山県広域水道企業団ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.water-okayama.jp/>)

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時

平成30年10月11日 午前10時00分

- (2) 場 所

岡山県広域水道企業団 2階見学者ホール

- (3) 提出方法

持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

- (4) その他

①代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状を持参し、提出すること。

②入札書の記載方法

落札者の決定に当たっては、上記1(5)のとおり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札（条件付）に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成30年10月2日午後3時までに、上記

3 (1)の場所に提出しなければならない。

また、入札者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、事後審査において入札条件に不適合と認められた入札書、入札者に要求される事項を満たしていない者の提出した入札書その他岡山県広域水道企業団会計規程（平成14年3月29日岡山県広域水道企業団企業管理規程第5号）第108条各号に掲げる入札書は、無効とする。

7 入札保証金

岡山県広域水道企業団会計規程第98条及び第101条の規定による。

8 契約保証金

岡山県広域水道企業団会計規程第121条及び第122条の規定による。

9 落札者の決定方法

岡山県広域水道企業団会計規程第103条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。